

# 『史記抄』の文末に見える「敷」と「敷ゾ」

北原慎也

一 はじめに

抄物は、主として室町時代に五山の禅僧や博士家によつてなされた、漢籍・仏典類に関する講義の聞書ないし手控、あるいは講義形式を取らない注釈書の総称であり、室町期の口語を窺い知ることのできる資料としてキリシタン資料・狂言資料とともに重要な国語資料の一つとなっている。

実例を、本稿でも取り上げる『史記抄』より掲出する。対応する『史記』の原文も併せて掲げる(一)。

## 【『史記』原文】

孫子武者、斉人也。以兵法見於吳王闔廬。闔廬曰、子之十三篇、吾尽觀之矣。可以小試勒兵乎。対曰、可。闔廬曰、可試以婦人乎。曰、可。

## 【抄】

孫子——

孫子武呉起ハ、兵法ノ本也。暗合孫呉ナント、云ソ。孫子カ兵法ヲハ、魏曹操カ注ヲ作タソ。兵法七書ト云ハ、太公六韜・黄石公三略・孫子・呉子・司馬法・唐太宗李

衛公荅問・尉繚子此ヲ七書ト云ソ。

闔廬

竺雲ハ、廬トヨマシムソ。廬トモヨムソ。

子之——

ソチカシタル兵書ヲハ、皆見タレトモ、マタ兵ヲ勒スルヲハ不<sup>レ</sup>見ホトニ、チツトシテミセワセマイ敷。

可試——

武士ヲ聚ムル大事ナホトニ、婦人テシテミセヨソ。

(卷十一・孫呉列伝第五【3161】)

引用は孫子列伝の冒頭部である。右の引用のように、『史記抄』は『史記』本文を語句ないし文から成るまとまり(本稿では「科段」と呼ぶ)に分け、その冒頭を「孫子——」のように示し(二)、その箇所に対する注釈(抄文)を綴る、ということが繰り返される。

それぞれの抄文に注目すると、その文末の多くが「ゾ」となっており、これを以て『史記抄』は「ゾ体」の抄物であるとされる。この他、抄文末の多くが「ナリ」となっている抄物もあり、こちらは「ナリ体」の抄物と呼ばれる。

このゾ体とナリ体という分類は、文献の口語性を測る指標と見なされてきた。古くは吉澤（一九二七）にて「文語のものはナリで文の終りを止めて居り、口語のものはゾで止めてある。換言するとナリ式は文語で、ゾ式は口語である」（一二五頁）と指摘されて以来、「ゾ体＝口語的、ナリ体＝文語的」という図式は、それに対する懐疑的な見解も見受けられるものの<sup>三</sup>、大略継承されてきた見方であると言つてよい<sup>四</sup>。このように、ゾ体とナリ体を対照させることで文末表現の性質を明らかにした先行研究は一定の蓄積がある<sup>五</sup>。

しかし、文末表現はゾとナリの対照以外においても考察される必要があるだろう。例えば、先の引用の「子之——」の科段の末尾は「ミセワセマイ歟」となっており、ゾもナリも付されていない。また、「可試——」の科段の末尾は「シテミセヨゾ」となっており、命令形にゾが下接している。このような全体から見れば比較的少数かつ特異な文末表現にも目配せする必要があると稿者は考へる。

もつとも後者、すなわち「命令形＋ゾ」の形については既に先学の指摘が存在するものの、その解釈は一定していないように見受けられる。例えば寿岳（一九五七）は、『漢書抄』の調査を通して、

「ナントモナラウママニウチマカセヨゾ」「ナイコソナヲ面白ケレン」のような文章に最も典型的に現われるように、「ゾ」には原文に対応する日本文<sup>六</sup>全体を、話手である抄者が関手に向つて「……トイウコトノダヨ」の如く念を押しているのであるという気味が強く感じられる。「ゾ」

より上は素材であり、「ゾ」は形式的には直上の用言や名詞等についているが、次元をかえて上の文をくるむというために存在するのではないかとまず考えられる。（七六頁）

として、「ウチマカセヨゾ」のような「命令形＋ゾ」の形式のゾを、「原文に対応する……文全体を……念を押している」「次元をかえて上の文をくるむ」というように表現した。

一方、鈴木（一九七二）は、『周易抄』の調査を通して、

本抄の「ゾ」の中には木枝氏が「強意とともに、断言する意味を表」わすとされた用法<sup>七</sup>のほかに、単に文の終止を示す程度にまで形式化したものもあるのではないかと思われる。とくに活用言の終止形や命令形に下接している場合、またある種の助詞に下接している場合などは、このように感じられる（五一〇～五一頁）

として、「命令形に下接している」ゾを「単に文の終止を示す程度にまで形式化したもの」と捉えた。

二つの指摘は、表現の差こそあれともに「ゾ」の性質に迫る重要なものである。但し、両者の指摘が「気味が強く感じられる」「あるのではないかと思われる」というように留保付きであることから、『漢書抄』『周易抄』以外の文献や、「命令形＋ゾ」以外の形式においても、一層の検討の余地があると考えられよう。

したがって本稿では、「ゾ」で結ばれる文末とそうでない文末を比較することで、抄物の文末表現、特に「ゾ」の性質に

迫ることを試みたい。但し、取り上げる用例の範囲を限定する必要があることから、本稿では、本稿冒頭の引用においても見られた「く敷」で結ばれる文末と「く敷ゾ」で結ばれる文末の違いに着目する<sup>(6)</sup>。すなわち本稿の目的は、抄文末に位置する「く敷」「く敷ゾ」それぞれの用例を収集し、その使用環境の違いは何か、使い分けの基準があるのかどうかということを追究することである。

本稿では、主たる調査対象の文献を『史記抄』に定めた。これは、『史記抄』が前期抄物<sup>(7)</sup>の一つであって、後世の抄物への影響が考えられること、そして『史記抄』が「原典の性格から仏典などに比べて、話題が多岐にわたり、語彙が豊富であって、口語度も高く、日本語史研究資料として価値が高い」<sup>(8)</sup>とされることから、研究する価値が高い抄物であると判断したことによる。

なお、『史記抄』には広本系と略本系の二系統があることが知られているが<sup>(9)</sup>、本稿では広本系である京都大学附属図書館清家文庫蔵本を用いる。なぜなら、大塚(一九六四)がこの本を「書写のふるさ、伝来のたしかさ、それに完本ということも考慮し、まずよるべき最良の一本」(五六頁)としているからである。

## 二 調査の手続と諸分析

### 二・一 『史記抄』の構造

調査に先立って、まずは調査対象である『史記抄』の情報を確認したい。『史記抄』は、その名の通り『史記』に対する注

釈書であって、実例は本稿一の引用箇所で見たとおりである。抄者は桃源瑞仙(一四三〇〜一四八九)であるとまとめられることがあるが、厳密には、牧中梵祐の講義を桃源瑞仙が聞きした箇所(以下「牧中講部」と呼ぶ)と、桃源瑞仙が自ら抄した箇所(以下「桃源抄部」と呼ぶ)の二つの部分から成っていることが知られている<sup>(10)</sup>。具体的には、本紀は、卷三・周本紀第四の途中に「此已上ハ牧中ノ講筵マテノ聴書、此以左ハ余統抄皆臆決ナリ」【一117】とあるのを境にして、これ以前が牧中講部、これ以降が桃源抄部であり、列伝は、卷十五・司馬相如列伝第五十七の途中、「属岐——」の科段に「已上ハ聴書ナリ」【4364】とあり、続く「祝融驚——」の科段に「祝融以下ハ、統抄臆肯分ナリ」【4364】とあるのを境にして、これ以前が牧中講部、これ以降が桃源抄部となる。

言語面における具体的な違いについては、柳田(一九七〇)が、

牧中講の聞書の部分では、原文の所々の語句について、原文からはかなり自由な、短い文で手際よく説明が行われているのに対して、桃源自身が抄した部分では、説明が史記の原文にそってかなり精しく忠実に行われ、一文も長くなり、原文や注の訓読文に近い説明も見える。(二五三頁)

と指摘しており、本稿の調査においても用例の所在について留意する必要があると言える。

但し、卷十・呉太伯世家第一と卷十四・扁鵲倉公列伝第四十五に関しては、これに留まらない性質を有する。まず呉太伯世

家の方は、大島（一九三九）が「吳太伯世家は牧中の講義があつたものかどうか、桃源は明らかにしてゐない。即ち桃源は師の牧中の講義は、本紀は周本紀の武王の条まで、列伝は司馬相如列伝第五十七までと記してゐるのみである」（九八頁）とまとめるように、牧中講であるか桃源抄であるかを決定しがたい。また扁鵲倉公列伝の方は、同じく大島（一九三九）が「扁鵲倉公列伝第四十五は牧中の講義はあつたが桃源は之を抄録しなかつた。それで後に季玉等と相議つて補つたものである」（九〇頁）とするように、やや複雑な成立事情をもつ。そのため、この二巻に関しては本稿の調査対象からは除くこととしたい。

以上のことを、各巻の内容も含め、簡単にまとめておく。

巻	内容（篇名）		区分	備考
一	史記事実	史記源流	後人編 <sup>(十三)</sup>	全編漢文
二	史記集解序ほか	史記源流	桃源抄	全編漢文
三	本紀一〜四	牧中講	桃源抄	
十	吳太伯世家第一			本稿では対象外
十一〜十三	列伝一〜四十四	牧中講		
十四	扁鵲倉公列伝第四十五			本稿では対象外
十五	列伝四十六〜六十	牧中講	桃源抄	
		桃源抄		
十六〜二十	列伝六十一〜七十	桃源抄		

## 二・二 手続

では、実際に『史記抄』の「く敷」と「く敷ゾ」の分布を観察する。用例の収集にあたっては、住谷芳幸氏が公開しているテキストデータ<sup>(十四)</sup>を用いて「敷」の検索を行った<sup>(十五)</sup>。但し、以下に述べるような処理を行った。

・用例の収集範囲については、本稿二・一で述べたように、巻十・呉太伯世家第一および巻十四・扁鵲倉公列伝第四十五を除いた。

・仮名抄を考察対象とし、漢文抄(抄文一文が漢文である箇所)は基本的に考察対象から除いた(したがって巻一・二は対象外となる)。但し、部分的に漢文式表記を用いたものは採った。例えば「我力愚痴テ申ス事力、御意ニ不合歟ソ」(巻十二・范蔡列伝第十九【3-297】)は「歟ゾ」の用例として採った。

・抄文の文末に位置しない「歟(ゾ)」は除いた。例えば「父ヤ母カアル歟ト問ソ」(巻十三・石張列伝第四十三【4-112】)は「歟」の用例として採らなかつた。なお、京大本『史記抄』

に付された朱点は句読の別を示さないが、文末かどうかの判断は一貫して翻刻本に付された句読点に従った。

以上の手続きを踏むことによって、抄文末に位置する「歟」一六九例(五八%)、「歟ゾ」一二三例(四二%)、計二九一例を抽出した<sup>千石</sup>。

二・三 分析① —— 巻ごと、および牧中講部・桃源抄部の別 ——

まず、用例の『史記抄』各巻ごとの分布を図1にまとめた。

また、「歟」「歟ゾ」の割合を明示するため組み直したものを図2に示した。

図1 巻ごとの歟・歟ゾの分布 (その1) ※数字は用例数

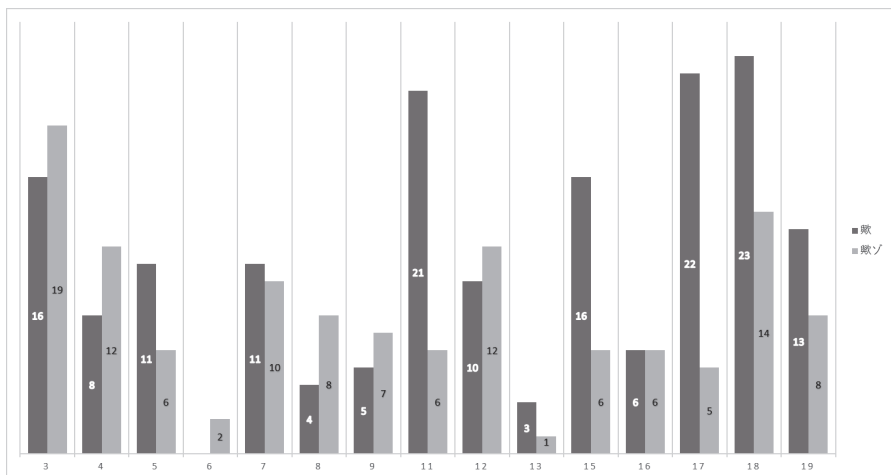
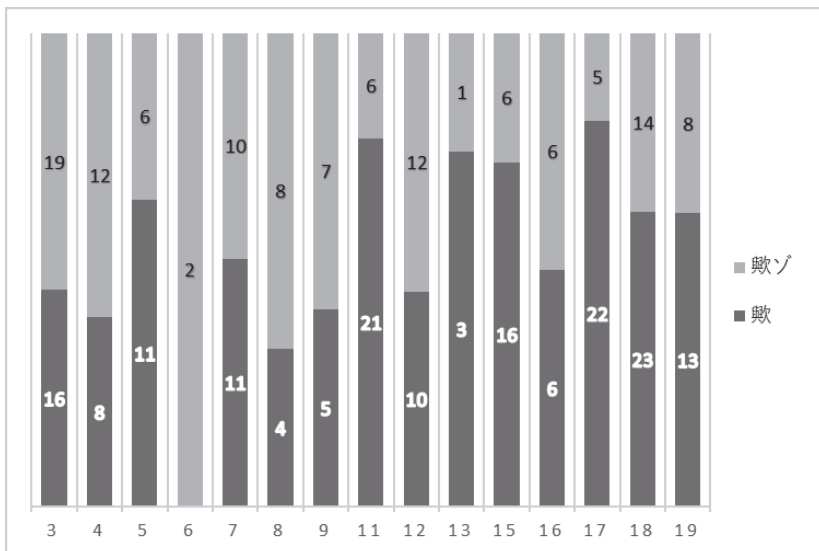


図2 巻ごとの歟・歟ゾの分布 (その2) ※数字は用例数



これを見ると、前半に「歎ゾ」が、後半に「歎」がやや多い傾向が感じ取れるものの、揺れが大きく確たることは断言し難い。

また、本稿二・一で言及した牧中講部と桃源抄部の間で状況が異なるのかどうかを確認する。

全体の数値を示したのが表3である。セル内上段の数字は用例数を示しており、その下段にある括弧は、各行の合計（牧中講部合計、桃源抄部合計、全体合計）に対する割合を百分率で示したものの（すなわち、各部署の歎と歎ゾの出現比率）である。これを見ると、単純な出現数を見る限りでは、牧中講部と桃源抄部とで歎と歎ゾの現れ方に違いはないということが分かる。

表3 牧中講部・桃源抄部ごとの歎・歎ゾの分布

用例数	歎	歎ゾ	計
牧中講部	39 (58%)	28 (42%)	67
桃源抄部	130 (58%)	94 (42%)	224
計	169 (58%)	122 (42%)	291

二・四 分析② — 上接語 —

妙摩（一九七九）は、『中華若木詩抄』の文末辞について「也」と「ゾ」を比較しつつ論じ、文末辞の上接語について「体言・用言共にある種の固定化が見られる」（七一七頁）と指摘した。これはゾとナリの対照による考察であるが、ゾの有無においても類似の現象が見出せるのだろうか。そこで、本稿二・二で抽出した用例の上接語について確認し、歎と歎ゾの間で違いが見

られるのかを確認する。

まずは、助動詞を除いた上接語について集計したものが表4である。品詞ごとに整理し、それぞれ多数ないし特徴的な上接語についてはその行を設ける（表中網掛け部分）形でまとめてみる。

表4 上接語ごとの歎・歎ゾの分布

上接語	歎	歎ゾ	計
名詞	46	23	69
心	19	10	29
事	5	4	9
モノ	6	1	7
動詞	93	76	169
～ト（モ）云	8	7	15
～ヲ云	8	9	17
デアル	11	11	22
ヨム（+七）	9	0	9
形容詞	16	12	28
デ（ハ）ナイ	10	7	17
助詞	4	5	9
漢文式表記	10	6	16
計	169	122	291

これを見ると、品詞レベル、および特記した表現どちらにおいても、本稿二・二末で確認した全体的状況（「歎」の方が「歎ゾ」よりもやや多い傾向）から大きく逸脱してはいないように見える。助詞は「歎ゾ」の用例の方が若干多いものの標本数の少なさを評価したい。

表4は助動詞を省いた調査であるが、助動詞に関して言及すれば、歎・歎ゾに助動詞が上接する用例のうち、その助動詞の

ほとんどは過去の助動詞タである。そこで、タを伴う用例（〜タ歟、〜タ歟ゾ）に限定してその分布をまとめたのが表5である。これを見ると、若干「歟ゾ」の方が高い割合を示しているが、現象の指摘に留めておく。

表5 「タ」に下接する歟・歟ゾの分布

～タ歟	～タ歟ゾ	計
21 (44%)	27 (56%)	48

### 三 直後の抄文との関連

#### 三・一 科段末

一文末表現を考察するとき、上接語などその抄文内における諸事象と関連させて分析することは当然必要であろうが、その直後の抄文との関連においても分析される必要があるだろう。そこで以下この点について考察する。但し、本来であれば、歟・歟ゾの用例全二九一例について直後の抄文との関係の一つ一つ定義していくことが望ましいが、それには客観性の保証に困難を伴うため、形式的に判定可能な事柄を中心に考察を進めていくこととしたい。

『史記抄』は、科段の見出し（『史記』本文の語句）を書き、その箇所に対する抄文を綴ることを繰り返す（本稿一参照）。

まずは、その科段の末尾に位置しているかどうかを、歟・歟ゾの使用状況を関連づけて考察したい。集計の結果が表6である（千）。

まず、「科段末に位置する歟ゾ」（セル[b]）の用例に注目したい。この五三例は、科段末における歟・歟ゾ（すなわち[a]・[b]||五五・五三||五一%・四九%）を、歟合計・歟ゾ合計（すなわち[g]・[h]||一六九・一二二||五八%・四二%）と比べることで、相対的に高い値を示していると言える。同様に、歟ゾを基準に見た場合、科段末の歟ゾ・非科段末の歟ゾ（すなわち[b]・[c]||五三・六九||四三%・五七%）を、科段末合計・非科段末合計（すなわち[c]・[d]||一〇八・一八三||三七%・六三%）と比べることで、相対的に高い値を示していると言える。したがって、科段末には「歟ゾ」が位置しやすい傾向があることが読み取れる。また、同様に科段末以外の場所には「歟」が位置しやすいことが言える。

表6 科段末に位置するか否かに応じた歟・歟ゾの分布

用例数 (全体%)	歟	歟ゾ	計
科段末	[a] 55 (19%)	[b] 53 (18%)	[c] 108 (37%)
非科段末	[d] 114 (39%)	[e] 69 (24%)	[f] 183 (63%)
計	[g] 169 (58%)	[h] 122 (42%)	[i] 291 (100%)

なお、このこと自体は牧中講部・桃源抄部それぞれの部分ごとに確認しても同様の状況を示す。表7に牧中講部に限定した用例数を、表8に桃源抄部に限定した用例数をそれぞれ示したが、同一の状況を示していることが読み取れる。但し、偏りの強さに差はあり、牧中講部の方がより強く科段末に「歟ゾ」が

位置していることが読み取れる。但し、偏りの強さに差はあり、牧中講部の方がより強く科段末に「歟ゾ」が



位置しやすい傾向を示す。

表7 牧中講部における、科段末に位置するか否かに応じた歟・歟ゾの分布

用例数 (全体%)	歟	歟ゾ	計
科段末	15 (22%)	19 (28%)	34 (51%)
非科段末	24 (36%)	9 (13%)	33 (49%)
計	39 (58%)	28 (42%)	67 (100%)

表8 桃源抄部における、科段末に位置するか否かに応じた歟・歟ゾの分布

用例数 (全体%)	歟	歟ゾ	計
科段末	40 (18%)	34 (15%)	74 (33%)
非科段末	90 (40%)	60 (27%)	150 (67%)
計	130 (58%)	94 (42%)	224 (100%)

以上に述べたことは、科段末と科段末でない場合とを比較した結果によるものである。ここで、科段末とは、形式上においても内容上においても、抄文の切れ目を示す箇所である。ならば、これを敷衍すると、(科段末か否かを問わず)抄文の切れ目を示す箇所には「歟ゾ」が置かれやすいのではないかという仮説を立てることができる。

このことを主張するためには、科段末以外であっても抄文の切れ目を認められる箇所には「歟ゾ」が、そうでない場所には「歟」が用いられやすい、ということを確認すればよい。しかし、本稿三・一の冒頭で言及した通り、抄文の内容の切れ続きを一つ一つ定義するのは困難であるため、以下では「歟(ゾ)」で結ばれる抄文の直後の文頭に置かれる語句の種類に注目し

て、先の仮説の検証を試みたい。

三・二 科段末以外① — 切れる箇所 —

まずは、科段の途中にあつて、抄文の切れ目と認めやすいと考えられるものを確認する。表9は、歟ないし歟ゾで終わる抄文の直後の文の文頭表現のうち、比較的意思の切れ目と認めやすい文頭を最も左側の列に示し、各例の(その直前の文末にある)歟・歟ゾの別について示したものである。

表9 直後の文の文頭表現(切れる箇所)に応じた歟・歟ゾの分布

直後の文の文頭	歟	歟ゾ
〔原文〕ハ	7	7
〔原文〕トハ	1	1
〔原文〕ト云時ハ		1
本文ノ〔原文〕ハ		1
〔原文〕字ハ		1
漢文引用		3
余謂		1
余按		1

表中の「〔原文〕」とは、その箇所に『史記』本文ないしその注が入ることを示す。例えば、以下に「〔原文〕ハ」に分類した一例を示す。

【原文】五年、陰晋人犀首、為大良造。(犀首官名。姓公孫、名衍。索隱曰、官名、若虎牙之類。姓公孫、

名衍、魏人也。

【抄】五年——

大良造ト云ハ、二十級ノ中ニハナイカ、十五ハ  
少上造、十六ハ大上造トアルカ、大上造ヲ大良  
造トモ云歟ゾ。犀首ハ、官ノ名ゾ。公孫衍ヲ犀  
首ト云ソ。官名ト云ハ、虎牙ナント、云類ソ。

(卷三・秦本紀第五【1—320】、傍線引用者)

この例において、『史記抄』の「大良造ト云ハ……」の抄文は、『史記』原文の「大良造」の語に対する注釈である。その直後の「犀首ハ、官ノ名ゾ」の抄文は、『史記』の注「犀首官名」を読み下す形で抄したものである。注釈対象となつてゐる語句が異なり、抄文の内容も直接的には関連してゐないことから、抄文の切れ目を示すと認定して差し支えないと考えられる。この例の場合、傍線部「歟ゾ」の直後の文頭「犀首ハ」は、「犀首」が『史記』注中の語であるため、表9では「原文ハ」の行の「歟ゾ」に数え入れた。このように、直後の文頭が異なる箇所を原文を引用する場合は、おおむね切れ目を認めることができるものとして、それに類する文頭表現を表9に挙げている(千九)。

また、表9の「漢文引用」とは、歟ないし歟ゾで終わる抄文の直後に漢文が引用される場合である。例えば以下のような例である。

【原文】当幽王三年、王之後宮、見而愛之。生子伯服。竟

廢申后及太子、以褒姒為后、伯服為太子。

【抄】当<sup>二</sup>幽王<sup>一</sup>——王<sup>二</sup>之<sup>一</sup>——見<sup>レ</sup>而愛<sup>ス</sup>之<sup>一</sup>。生<sup>二</sup>子伯服<sup>一</sup>。

褒姒カ生タ子ソ。アワレ<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>ノ服ハ此伯ヲ云タ歟ゾ。  
外紀ニハ褒姒年十四、与虢石父比而譜申后太子。  
周大夫尹氏及祭公、導王為非。九年王竟以虢石父  
褒姒之譜、廢申后及太子宜臼、以褒姒為后、以其  
子伯服為太子。宜臼出<sup>二</sup>棄申<sup>一</sup>。

(卷三・周本紀第四【1—168】、傍線引用者)

この例では、「……此伯ヲ云タ歟ゾ」の直後の文「外紀ニハ……」が『資治通鑑』外紀の引用となつており、抄文の話題自体は前文から続くものではあるものの、「……此伯ヲ云タ歟ゾ」までは『史記』本文の解釈を行う一方、「外紀ニハ……」以降はあくまで関連する文献の引用であつて、ここに質的な差異は認められることができると判断し、表9に組み入れた。以上のようにして表9のように整理すると、内容上・形式上の切れ目を認めやすい箇所では「歟ゾ」の方が用いられやすいことが窺える。

三・三 科段末以外②——続く箇所——

先ほどは「科段の途中にあつて、抄文の切れ目を認めやすい箇所」を確認した。もう一つ確認したいのは、「科段の途中にあつて、抄文が続くことを認めやすい箇所」の例である。先に述べた仮説によれば、こちらの例では「歟ゾ」よりも「歟」の方が用いられやすいはずである。先ほどと同様に、直後の抄文の文頭表現を基準に歟・歟ゾの別を確認した結果を表10に示

す。

表 10 直後の文の文頭表現（続く箇所）  
に応じた歟・歟ゾの分布

直後の文の文頭	歟	歟ゾ
サルホドニ	2	2
サナラバ	1	
サウデコソ	1	
サラウ時ハ	1	
サレドモ		1
サナウテハ	2	1
サデナクハ	1	
イヤサデハナイゾ	1	
ヨモサデハアラジ	1	
カウアルホドニ	1	
其ナラバ	4	2
其ハ	3	
其デモ	1	
又	1	
又ハ	10	3

表 10 では、最も左側の列に、抄文が内容上継続していると認めやすい文頭を掲げている。例えば、以下に「サナラバ」に分類した一例を示す。

【原文】王田不取群、公行不下衆、王御不参一族。  
【抄】公<sup>トキニ</sup>行<sup>トキナリ</sup>下<sup>ニ</sup>衆<sup>ニ</sup>

古本ニハ不字カナイソ。国語ニモ不字ナイソ。下衆ト古本ニ点シタソ。其時ハ公ノ行トキハ衆人ノアル処テハ衆ニ礼下スルト云心歟。国語注ニハ不取誣衆也。サテ此本ニ不下衆ト云ハ不審ソ。公行トキニ衆人ヲハ卑下ニセヌト云心歟。サナラハ、不<sup>下</sup>衆<sup>ト</sup>ヨマウソ。

（巻三・周本紀第四【1-147】、傍線引用者）

この科段は、『史記』本文の異同について取り上げている。途中、「不」字がある場合の解釈を述べ（「公行トキニ衆人ヲバ卑下ニセヌト云心歟」、それを承げ（「サナラバ」、その場合の訓読について述べる（「不」下衆トヨマウゾ）。前半は義について、後半は読みについて言及するという違いこそあるが、前文を承けて抄文を綴るという点で、切れずに続く箇所であるとと言える。そこで、この「サナラバ」を抄文が内容上継続することを示す文頭表現と考え、この用例を表中の「サナラバ」の行の「歟」の箇所に加えられている。

このように指示語（サ・サウ・カウ・其）が後に続く用例は内容上の連続性が比較的顕著な用例が多く、表 10 中ではこうした指示語を含む文頭表現を多く挙げている。この他、「又」「又ハ」に数え入れた用例としては以下のようなものがある。

【原文】游水発根乃言曰、上郡有巫。病而鬼下之。  
【抄】乃<sup>言</sup>曰<sup>上郡有</sup>巫<sup>病</sup>而<sup>鬼下</sup>之

此巫カ病タトキニ、鬼カ下テカラ、巫カ靈ナト云心歟。又ハ人ノ病メルトキニ、鬼ヲヨク下之ト云義カソ。第一ノ解ナラハ、タ、リミコ、ナント、云ヤウナモノソ。第二ノ解ナラハ、イノリハライシテ、ヨク鬼ヲ祭落スルソ。

（巻九・孝武本紀第十二【2-318】、傍線引用者）

この例では、抄文の一文目と二文目に解釈の二説が示され、

「第一ノ解ナラバ」「第二ノ解ナラバ」としてそれぞれ詳細な解釈を付す。ここで、一文目と二文目は、それぞれ示されている説自体は異なるものの、注釈対象は同一であり、質的にも連続する抄文として捉えられる。一文目と二文目をつなぐ「又ハ」という表現に注目し、表中の「又ハ」の行の「歟」の項目に数え入れている。

以上のようにして表10のように整理すると、抄文が内容上連続していくと考えられる箇所においては「歟ゾ」よりも「歟」の方が用いられやすい傾向があることが分かる。

### 三・四 まとめ

以上のことをまとめると、以下の根拠によって、内容上・形式上切れ目を認めやすい箇所には「歟ゾ」が、切れ目なく連続すると考えられる箇所には「歟」が用いられやすい傾向があるということが、「歟」「歟ゾ」の使用環境の違いについて指摘できるであろう。

・数値上、科段末では「歟ゾ」を用いた用例数が、科段末以外では「歟」を用いた用例数が比較的多いこと。

・科段末以外で、抄文が内容上・形式上の切れ目を示すと考えられる文頭表現の直前の文末には「歟ゾ」がより多く用いられていること。

・科段末以外で、抄文が内容上連続することを示すと考えられる文頭表現の直前の文末には「歟」がより多く用いられていること。

但し、切れ目として最も典型的であると思しい科段末におい

て「歟ゾ」ではなく「歟」となっている用例も少数であるとは言えないことから、あくまで「傾向がある」という指摘に留まってしまうことを付言する。

### 四 『史記抄』以後の状況

本稿では『史記抄』を対象とした。『史記抄』の歟・歟ゾの状況は、『史記抄』以後の抄物における状況と対照することで、歴史的な位置づけを考えることができるであろう。そこで、先行研究や総索引が備わっている範囲内にはなるが、『史記抄』以後の抄物における歟・歟ゾの様相について簡単に触れておきたい。

柳田(一九九八)によれば中期抄物<sup>⑤</sup>に位置づけられる『湯山聯句抄』は、五山僧の一韓智翹による、永正元年(一五〇四)に成立した抄物である。来田(一九九七)の総索引によれば、本稿二・二で述べた調査範囲と同じ歟・歟ゾ<sup>⑥</sup>は合わせて一九例存し、歟八例、歟ゾ一一例である。標本数が少ないが、これらの例について本稿三・一で行ったように科段末か否かによって歟・歟ゾの分布がどう異なるのかを集計したものが表11である<sup>⑦</sup>。これを見ると、確かに科段末は全例(といっても二例であるが)歟ゾが用いられている。

しかし、同じく本稿三・二および三・三で行ったように、科段末以外の状況について後文の文頭表現を基準に確認したところ表12のようになり、切れ目と認められる箇所(「原文」ハ、「原文」ト云ハ)には「歟」が、内容上連続すると思しい箇所(「サレバ、又ハ」)には「歟ゾ」が用いられやすいという、『史記抄』

とは逆の状況を示す。

表 11 『湯山聯句抄』における、科段末に位置するか否かに応じた歎・歎ゾの分布

用例数	歎	歎ゾ	計
科段末	0	2	2
非科段末	7	9	16
計	7	11	18

表 12 『湯山聯句抄』における、直後の文の文頭表現に応じた歎・歎ゾの分布

直後の文の文頭	歎	歎ゾ
[原文] ハ	1	
[原文] ト云ハ	3	1
サレバ		1
又ハ		1

次に、柳田（一九九八）によれば後期抄物に分類される『中興禅林風月集抄』を取り上げる。これは『玉塵抄』の抄者として名高い惟高妙安による抄物である。来田（二〇〇八）の総索引によれば、本稿の調査範囲に含まれる歎・歎ゾは四六例存し、歎二四例、歎ゾ二二例となっている。先ほどと同様、科段末か否かによって歎・歎ゾの分布がどう異なるのかを集計したものが表13、科段末以外の状況について後文の文頭表現を基準に分布を確認したものが表14である。

表13は、科段末か否かによる歎・歎ゾの用いられ方の違いは特に認められないことを示している。それに対して、表14から窺える科段末以外の状況は、切れ目となる箇所には「歎ゾ」が、続く箇所には「歎」が現れやすいことを示しており、『史記抄』と同様の状況を示している。

表 13 『中興禅林風月集抄』における、科段末に位置するか否かに応じた歎・歎ゾの分布

用例数	歎	歎ゾ	計
科段末	4	3	7
非科段末	20	19	39
計	24	22	46

表 14 『中興禅林風月集抄』における、直後の文の文頭表現に応じた歎・歎ゾの分布

直後の文の文頭	歎	歎ゾ
[原文] ハ		3
[原文] ト云ハ		1
シカトハ	1	
ソレナラバ	1	
又	1	
又ハ	2	1

最後に、同じく後期抄物に分類される『中華若木詩抄』の状況を確認する。これは五山僧である如月寿印による抄物である。これについては、妙摩（一九七九）に文末表現に関する調査があり、それによると、上巻八二首の範囲における疑問の「カ」一六例は全て文末が「カゾ」（ないし「カ也」）ではなく「カ」であって<sup>213</sup>、やはり『史記抄』とは全く違った状況を示している。

それぞれ見た例はいずれも『史記抄』ほどの用例数を確保できないという問題点があるが、以上をまとめると、歎ないし歎ゾに関して『史記抄』の調査の結果と似た傾向を示すものもあれば、全く違った傾向を示すものもある、となる。『史記抄』を取り上げた理由として、本稿一において「後世の抄物への影響が考えられる」と述べたが、歎・歎ゾの状況に関しては『史記抄』の状況が引き継がれているとは言い難く、現在のところ

は、『史記抄』内部の個別的な特徴として記述するのが穩当であると言える。

## 五 おわりに

本稿では、『史記抄』の文末に見える「歟」ないし「歟ゾ」の使用環境の違いについて調査し、その直前（上接語）というよりもその直後の文との関連において、切れ目と感じられる箇所には「歟ゾ」が、連続すると感じられる箇所には「歟」が用いられやすい傾向があることを指摘した。

但し、こうした使い分けの問題については、自由に（すなわち無秩序に）選択されたのではないかという言及も先行研究に少なからず見受けられる。例えば土井（一九六七）は、『毛詩抄』諸本の対照を通して、文末辞について、

「ゾ」や「タ」の使用は事柄の理會に直接繋がるのではなく、外側から文体の形成に与っているのであるから、その有無は抄物の目的とするところに関わりを持たないのである。そこで、近世成立の抄物ほどには型としての固定を見ないこの期の抄物にあつては、比較的自由に添加（但し稀か）や脱落を見たのではなからうか。（一六八頁）

として「比較的自由」な様相を示すとしたほか、柳田（一九八二）は、同一抄物内の近い文脈のところに異なる語形が並んでいる例が少なくないことを取り上げ、「規範的に本文を整理しよう」という意志が強くは働いていない抄物では、当時行われ

ていた異形が自由に顔をのぞかせているものと思われる」（一四四頁）と述べた。

とはいえ、意識的であるにせよ無意識的であるにせよ、ある種の使い分けが働いていた可能性の一端を、本稿で提示した。本稿では歟・歟ゾについて取り上げたが、そのペア以外でも当然同様の検討は可能であるし、本稿四で取り上げていない大部の抄物における状況などからも、引き続き検討される必要があるだろう。

## 〔注〕

（一）『史記』本文の引用に際しては、使用テキストに付された訓点（注）は省略し、私による句読点を付した。なお割注も適宜省略したが、これを引用する場合は（～）内に示した。『史記抄』の引用に際しては、清濁および字配りはテキストに従った（但し論文本文で改めて引用したときには適宜濁点を補った）。また、合字は開いた。なお、引用部の末尾に、使用テキストの底本である京都大学附属図書館清家文庫蔵本（二十卷）の巻数、篇名、およびテキスト（翻刻本）の冊数と頁数を表示した（例えば「3-61」は、『史記桃源抄の研究（本文篇三）』の六一頁に用例が載ることを示す）。使用テキストについては稿末を参照されたい。

（二）但し、改行および字下げは使用テキストによるものであって、『史記抄』底本にはない。

（三）例えば寿岳（一九五七）は、「ナリ式かゾ式かはその抄物の文語性口語性の有力な決定基準となり得るように考えられやすいが、これは大まかな論であつて、おそらく実態はもっと複雑である。すべてゾ式というものの中には見事な口語資料がある事自体

は確かである。しかし、逆にゾ式のものすべてそっくり口語資料になるのでは決しないこと、又、ゾ・ナリ混式が非常に多いこと、この『漢書抄』にしても本紀の方は「ナリ」をも含むこと、これらの点をあわせて考えると、事は簡単ではない」（七六頁）と指摘する。

(四) 例えば日本語学会「編」(二〇一八)の「抄物」の項(小林千草氏執筆)においても、「一般に、文語性が高い抄物は文末が「ナリ(也)」で結ばれ、口語性の高い抄物は「ゾ」で結ばれる」(五二三頁)としている。

(五) 例えば坂詰(一九七二)や妙摩(一九七九)など。

(六) 引用は寿岳(一九八三)によるが、この箇所、寿岳(一九五七)では「日本語文」であり、こちらの方が意味が通る。

(七) 木枝(一九四八)四五九頁を指す(引用者注)。

(八) 「歟」に着目した理由は、用例の検索の便宜上都合がよいこと、『史記抄』において「歟」「歟ゾ」それぞれ一定数の用例を確保できること、そして本稿第四節でも触れるように『中華若木詩抄』などで『史記抄』とは違った様相が見られ、歴史的変遷においても注目に値する文末表現であると考えたことによる。

(九) 柳田(一九九八)は、五山禅僧の抄物を、「桃源瑞仙などが注釈活動をした文明頃を中心とする時期とそれ以前、惟高妙安などが活躍した天文・永祿を中心とした時期とそれ以後、そしてその両期をつなぐ中間の時期」(一二二頁)の三期に分類した。本稿ではこれに基づいて「前期抄物」「中期抄物」「後期抄物」の呼称を用いた。

(十) 佐藤武義・前田富祺「編集代表」(二〇一四)の「史記抄」の項(柳田征司氏執筆)、九五六頁。

(十一) 飛田良文ほか「編」(二〇〇七)の「史記抄」の項(大塚光信氏執筆)は、諸本を「i 京都大学附属図書館清家文庫本」「ii 足利学校遺跡図書館本」「iii 米沢市立図書館本」「iv 板本」「v 東洋文庫本」「vi 内閣文庫本」「vii 京都府立総合資料館本」と並べ、「広本系(i ii iii iv v)と略本系(vi vii)に二大別される」(七四七頁)とまとめる。

(十二) これに関する先行研究の蓄積については、柳田(一九七〇)の冒頭に端的にまとめられている。

(十三) 飛田良文ほか「編」(二〇〇七)の「史記抄」の項(大塚光信氏執筆)に「史記事実」は「史記源流」にならっての後人の編集にかかるか(七四六頁)とある。

(十四) <http://www.naboya.net/kaken.htm> (二〇二一年一月一日閲覧)。本データの底本は、本稿が用いている京都大学附属図書館清家文庫蔵本である。なお、本稿において用例の引用に際しては稿末に示した翻刻本を用いたが、翻刻本はテキストデータと底本を同じくするため問題ないと判断した。

(十五) この検索では仮名の「カ」の用例は収集できないこととなる。このことに関しては、『史記抄』巻三を通読したうえで用例を収集したところ、漢字の「歟」が三五例、仮名の「カ」が二例であり、これを以て漢字の「歟」のみを収集しても重大な支障を来すことはないかと判断した。但し仮名の「カ(ゾ)」に関してもその性質が異なっているとは考えにくく、その用例の精査は今後の課題としたい。

(十六) 一旦抽出した用例の中に、諸本による文末表現の異同が見られる箇所があった。具体的には「公子光ハ、吳王僚カ、姪歟、從兄弟歟ゾ」(巻十一・子胥列伝第六【3-84】)であり、末尾の「ゾ」

は底本では存しないものの東洋文庫本などによって補われたものである。紙幅の都合上本稿では諸本による異同を取り扱わなかったため、この用例を除外した。その他、論文本文で述べた手続によって文末「敷ナリ」一例を抽出したが（「サラウ時ハ、亀ヲハ可不敬敷ナリ」（巻十八・亀策列伝第六十八【5-210】）、こちらも本稿の考察対象外として除外した。

(十七) 表中で注目に値するのが、「ヨム」が全例「敷」に接続する点である。その用例を一つ挙げる。

呂他為——

兪音輪シタホトニ、兪トハシヨマウ敷。

(巻七・呂后本紀第九【2-187】)

このように、「ヨム」の行に分類した用例は、漢字の読み方や訓読の仕方について抄者が考察するものが並ぶ。但し、「ヨム」を用いたものに限らず内容上近似する用例を求めると、「敷」の用例も見出すことができる。

至<sub>二</sub>方与<sub>一</sub> 周市来<sub>二</sub>攻<sub>二</sub>方与<sub>一</sub> 未<sub>二</sub>戦<sub>一</sub>

漢書ニハ此ノ周市ト云カラノ八字ハナイソ。(中略) 古本ニ上ノ周市ヲハ周市ト点シタソ。カキ本ハ字カ胡乱テ、スチナイ字トモヲカキヲケトモ、点ヲハ本ノ字ノ音ヲ附ルソ。是ハ匝字トハシ思テ、点シタ敷ソ。周市テハ心得ラレヌホトニソ。(略)

(巻七・高祖本紀第八【2-105】、傍線引用者)

右例は、『史記』原文で意味が通らない箇所を、「古本」の振り仮名によって字を正して解釈した抄文である。傍線部の「敷ソ」は「古本」の付訓を考察したものであり、訓を対象にしているという点では先ほどの「ヨマウ敷」の用例と似通っているが、こちらの抄文末は「敷」が付く、というわけでもないようである。 (十八) 科段の認定は使用テキスト(翻刻本)の処理に則った。なお、科段末に位置する「敷(ソ)」の用例としては本稿一の引用部(「子之——」の科段)が、科段末に位置しない「敷(ソ)」の用例としては注(十七)の二つ目の用例が挙げられるので、参考にされたい。

(十九) 但し、後文と内容上切れていないと考えられるものについては表中の数値に数え入れていない。例えば、

【原文】寧成者、穰人也。以郎謁者事景帝。

【抄】以<sub>二</sub>郡謁者<sub>一</sub>

漢書ニハ、郎謁者トアルソ。此ハ常ニアル語ナリ。郡謁者ト云ハ、常ニハナイ、メツラシイソ。サルホトニ、漢書ニ改タ敷。以郡謁者ト云時ハ、郡ノ太守下ノ謁者カラ出テ、事景帝タソ。シアケタナリソ。郎謁者ト云時ハ、郎官テ、シカモ、謁者ノ申シツキヲシテ、事ヘタソ。

(巻十六・酷吏列伝第六十二【5-9】、傍線引用者)

の例について、桃源が参照した『史記』は「郡謁者」となっていたことが抄文から窺えるから、傍線部「敷」の直後の文頭「以郡



謁者ト云時ハ」は確かに「〔原文〕ト云時ハ」に当てはまる用例である。しかし、抄文は「郎謁者」か「郡謁者」かという話題が続いている箇所であって、異なる語句についての解釈に移った箇所とは言えない。そこで、こうした例は省いて表中の数値を示している。

(二十) 注(九) 参照。

(二十一) 但し、漢字の「敷」には限定せずに「乎」や仮名の「カ」なども用例として採っており、その点が本稿の『史記抄』の調査において用いた基準と異なる。このことは『湯山聯句抄』以下第四節で取り上げた全ての抄物に当てはまる。

(二十二) 但し、抽出した一九例のうち、来田(一九九七)が「夜冷」に対する注記が本文に紛れたもの(一一六頁注12)とする「坐久カ」(来田(一九九七) 本文篇71才7)の例は省き、以下一八例(敷七例、敷ゾ一例)で考察を進める。

(二十三) 妙摩(一九七九)七一四〜七一六頁の第二表中の「カ(疑問)」は、一六例全てが(也でもゾでもない)「その他の文末終止」に分類されている。この妙摩氏が指していると思われる一六例について稿者自身が調査したところ、文末は全て「カ」ないし「乎」であって、ゾなどの付かない用例であった。

〔使用テキスト〕

・『史記』は、『古典研究会叢書 漢籍之部 第十七巻 史記(一)』(『同 第二十八巻 史記(十二)』(汲古書院、一九九六〜一九九八年)の影印による)。

・『史記抄』は、水沢利忠・亀井孝『史記桃源抄の研究(本文篇一)』(『同(本文篇五)』(日本学術振興会、一九六五〜一九七三年)の

翻刻による(底本は京都大学附属図書館清家文庫蔵本)。

〔参考文献〕

大島利一(一九三九)「桃源瑞仙の史記抄を読む」『東方学報』(京都) 一〇—一

大塚光信(一九六四)「史記抄の諸本と本文」『国語国文』三三—五  
木枝増一(一九四八)『高等国文法要説 品詞篇』(修文館)

来田隆(一九九七)『湯山聯句抄本文と総索引』(清文堂出版)

来田隆(二〇〇八)『中興禅林風月集抄総索引』(清文堂出版)

坂詰力治(一九七二)「清原宣賢講『論語抄』における文末表現について——指定辞「ゾ」「ナリ」を中心として——」『国語学研究』 一一

\*のち坂詰(一九八七)『論語抄の国語学的研究 研究・索引篇』(武蔵野書院)第一章所収。引用および頁数表示はこちらによる。  
佐藤武義・前田富祺『編集代表』(二〇一四)『日本語大辞典 上・下』(朝倉書店)

寿岳章子(一九五七)「抄物の会話文——漢書抄による——」『国語学』 二八

\*のち寿岳(一九八三)『室町時代語の表現』(清文堂出版)所収。  
引用および頁数表示はこちらによる。

鈴木博(一九七二)『周易抄の国語学的研究 研究篇』(清文堂出版)  
土井洋一(一九六七)「抄物の転写本と版本」『学習院大学文学部研究年報』一—三

日本語学会「編」(二〇一八)『日本語学大辞典』(東京堂出版)

飛田良文ほか「編」(二〇〇七)『日本語学研究事典』(明治書院)  
妙摩光代(一九七九)『中華若木詩抄』に見る文末の「也」と「ソ」

『田邊博士古稀記念国語助詞助動詞論叢』(桜楓社)

柳田征司(一九七〇)「史記抄の本文について——漢書抄との関係から——」『国語国文論集』一

\*のち柳田(一九九八)第二章第二節所収。引用および頁数表示はこちらによる。

柳田征司(一九八二)「抄物の語彙」『講座日本語学5 現代語彙との

史的対照』(明治書院)

柳田征司(一九九八)『室町代語抄物の研究』(武蔵野書院)

吉澤義則(一九二七)「抄物の言葉について」『国語国文の研究』四

\*テキスト及び参考文献の引用に際して、字体は通行の字体に改めた。

(きたはら しんや・本学文学研究科修士課程修了)